

議案第 29 号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成 7 年あきる野市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。